【伊豆市・伊豆の国市商工会工業部会・建設部会　共催講習会のご案内】

**労働安全衛生法に定める資格について**

**その作業資格が必要！？知らないと違反かも！！**

ご　案　内

**死傷災害発生状況**

　安全・快適な職場づくりは事業者、労働者にとって事業活動を推進するために重要な要素であり、すべての企業が取り組んでいる活動です。しかし、現実には「十分な教育を受けていれば防げた」「しっかりと安全対策をしていれば防げた」重大事故や死亡事故が後を絶ちません。

労働安全衛生法では、一定の危険有害な業務に就く場合、「免許」の取得や「技能講習」、「特別教育」の実施を義務付けています。そもそも、技能講習は何のために受講しているのでしょうか。また、免許、技能講習、特別教育には、どのような違いがあるのでしょうか。それぞれどういうものかを紹介し、取得・管理の仕方について、会社や管理者の視点で必要な情報を講義していただきます。

１位：墜落・転落

２位：はさまれ・巻き込まれ

３位：交通事故



講師プロフィール

セミナー内容

・労働安全衛生法とは

・主な作業ごとに必要な

資格・講習

・質疑応答

　　　　　　　　　　　　　山本労働安全コンサルタント事務所

　　　　　　　　　 　　　　　　　氏

CSP労働安全コンサルタント（厚生労働省登録

機-708 号）、人材育成コンサルタント、ものづく

マイスターとして活動中。

安全衛生教育全般、リスクアセスメント、技能検定、作業手順作成等を得意とする。



令和　４年　６月　２９日 （水）　　　　１5 ： ００～１7 ： ００

修善寺総合会館２階　大研修室

５０名（定員になり次第、締め切ります）

無料

令和４年６月１７日（金）までに伊豆の国市商工会へお申し込み下さい。

日時

会場

定員

参加費

申込締切り

お問合わせ先：伊豆の国市商工会伊豆長岡支所

　〒410－2201　伊豆の国市古奈２５５　℡０５５－９４８－５３３３

【申込方法】下記の参加申込書を記入しFAX、または伊豆の国市商工会にご持参ください。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－――――――――――――――――――――――――

伊豆の国市商工会　行（FAX　０５５－９４７－２３８９）　　　　　　　令和４年　　　月　　　日

**労働安全衛生法に定める資格についての講習会6/29　参加申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 | 〒　　　　―　　　　 | TEL |  |
| FAX |  |
| 参加者名 |  |  |  |

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、本セミナーにおける事業以外の目的に使用しません。